

回覧

元気なコミュニティだより

二宮町百合が丘 2-29-6(2丁目会館) 090-5211-6891 <https://gen-comi.jp>

買物支援、4月スタート

百合社協と連携、(社福)寿考会のバス利用

ゲンコミと百合が丘地区社協部会(小笠原陶子部会長)は、社会福祉法人寿考会(里山樹理事長)の支援を得て移動手段を持たない交通弱者を対象にした買物ツアーを開始する。シニア中心の参加者募集、ツアー中の世話は社協とゲンコミが担当。輸送には寿考会がいつもは学童向けに使っているキャラバン車の提供を受ける。4月から月2回をめぐり百合が丘地区からスタートさせる。



思うような移動が難しい交通弱者向けの買物、通院支援などは以前から課題になっていたが、輸送車両の手配がネックになり態勢づくりが進んでいなかった。二宮町内に拠点を置き、高齢者福祉事業や学童保育などを手がける寿考会に相談したところ、「社会貢献の一環として余力ある車両(写真)を提供したい」(里山理事長)との返答

があり、一気に具体化することになった。

百合が丘社協、ゲンコミ、寿考会はこれまで小田原、秦野市の大型スーパー、ホームセンター、ドラッグストアを対象に試行運送を実施してきた。これらの結果を踏まえて3者の役割分担や残る課題を整理したうえで寿考会と契約を取り交わす予定だ。

百合が丘自治会の抗議と回覧停止への見解

百合が丘自治会は3月4日付でゲンコミだより50号の地区内配布を止める一方、50号の内容について抗議文を受け取りました。内容を精査したところ事実関係、評価の両面について認識の相違があり、これらに対するゲンコミの見解を掲載します。(見解は3/23付けで手渡し済み)

なお、同自治会の抗議はゲンコミの見解とともに、ゲンコミホームページ(HP)をご参照ください。
(HPは、「ゲンコミ×ホームページ」で検索できます)

令和8年3月23日

百合が丘自治会 自治会本部役員一同 様

元気なコミュニティ協議会会長 廣上 正市

「要望書への連名及び元気なコミュニティだより 2026年2月25日 No.50に関する抗議」へのご回答

平素より地域活動にご尽力されていることに敬意を表します。

裏面へ →

貴会志賀事務局長より3月4日付で上記文書を受け取りました。当協議会は、2月の町広報の配布当日に「ゲンコミだより50号は配布しない」旨の電話があり、その理由を文書で提示するよう申し入れた経緯

がありますので、上記文書がそれにあたると理解しております。

当協議会は、前身の地域再生協議会として発足以後、毎月 1、2 回のペースで地域住民に活動状況をお知らせする「だより」を発行・回覧してきました。この 50 号もその見出し「町、神奈中に申入れ」にあるように、バスの減便のさらなる進行に対する地域団体の取り組みと行動の根拠を掲載したものです。それが、結果として貴自治会長の尊厳を傷つけた、事実と反する記載などと受け止められたのは誠に残念なことです。受け取った文書を精読致しましたが、事実関係および評価の双方において看過しがたい認識の相違があります。以下に、当方の見解を申し述べます。

1. 路線バス減便に関する要望書への参加要請について

当協議会は地域交通問題に以前から取り組んできました。この問題は 2024 年実施の住民アンケート結果を引くまでもなく、町北部住民共通の懸念事項になっています。昨年からは神奈中バスの減便が鮮明になってきました。これを地域ぐるみで何とかできないか、との機運の高まりを受け、だより 50 号が出る今年の 2 月末までに、確かに 3 度にわたって貴会に対して主要団体が連携する申し入れへの参加を働きかけました。初回は口頭による趣旨説明と参画要請。次は緑が丘地区の参加方針決定および要望内容の進展を踏まえた再要請。2 月末には提出期限が迫る中での最終的な方針確認の場面などです。

二宮町の地域公共交通活性化協議会幹事会で神奈中バスの提起案についての検討が本格化する中、町北部の中核団体である貴会に対し、それぞれの大事な場面ごとに関係情報をお伝えし、意向確認を行うのは極めて重要なことと考えてきました。こうした働きかけは、地域全体としての合意形成を可能な限り図るための通常の手続きの範囲内であり、特定団体に対する圧力や不当な働きかけに該当するとの受け止めには納得しがたいものがあります。

ただ、場面や周囲の状況が変わるごとの働きかけが迷惑だと受け止められたのであれば、誠に残念なことであり、接し方にも工夫が必要だったのかとの思いはあります。

2. 自治会長個人名の掲載について

だより 50 号における氏名の記載は、団体の意思決定および対応状況を説明する中で、代表者名を付記したものであり、社会通念上広く行われている表現方法の範囲内にあります。当協議会としては、本件が人格権・名誉権の侵害に該当するのご指摘は、法的および社会的な観点から見ても、妥当性を欠くものと判断しております。

また、当該記載は特定個人への評価や非難を目的としたものではなく、あくまで事実関係の提示の一部として行ったものであることを理解いただきたいと思います。

3. 「減便の影響、今後の影響も見えていない」との記載について

当該表現は、これまでの協議経過および貴会とのやり取りを踏まえ、地域課題に対する認識の違いを示す趣旨で記載したものです。当協議会は、本件に関するこれまでのやり取りおよび判断材料に照らし、当該趣旨の記述には合理的な根拠があると認識しております。記載自体を不適切とする評価には同意できません。一方で、表現の受け止め方について差異が生じたことは事実であり、今後はより円滑なコミュニケーションに努める所存です。

また掲載が A4 判という制約あるスペース上のことでもあり、本件に関する認識の相違を十分に説明できていない可能性は否定できません。そうであるなら、この件についての認識の相違を地域住民に正確に伝える観点から、貴会の正式見解を文書にてご提示ください。協議会だよりやホームページを使ってきちんと掲載する用意があることをご提案致します。

4. 回覧の中止について

協議会だよりはバス減便問題だけでなく、コミュニティ活動、地域住民の生活に役立つ様々な情報を提供するプラットフォームの一つだと考えております。だより 50 号についての見解の相違を理由に、長年地域インフラとして機能している回覧網から外してしまうことは、地域住民の情報入手の機会を奪うこととなります。当協議会は貴会を非難したり、対立したりする意図は一切なく、協力して地域の生活環境の向上に努めて行きたいと考えております。そうした観点からも、地域の大切なインフラである回覧網の再開に向けた前向きな検討を強くお願いするものです。

以上